

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）の一部改正の新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
〔略〕				〔略〕			
別 紙 1				別 紙 1			
指導基準				指導基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
かび毒	アフラトキシンB ₁	<u>搾乳の用に供する牛、めん羊及び山羊に給与される配合飼料</u>	〔略〕	かび毒	アフラトキシンB ₁	<u>配合飼料（乳用牛用）</u>	〔略〕
別 紙 2				別 紙 2			
管理基準				管理基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
重金属等	カドミウム	<u>家畜及び家きんに給与される配合飼料</u>	<u>0.8</u>	重金属等	カドミウム	<u>配合飼料、乾牧草等</u>	<u>1</u>
		<u>乾牧草等</u>	<u>1</u>			〔新設〕	〔新設〕
		〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕
	水銀	<u>家畜及び家きんに給与される配合飼料</u>	<u>0.2</u>		水銀	<u>配合飼料、乾牧草等</u>	<u>0.4</u>

		乾牧草等	0.4
		〔略〕	〔略〕
鉛		家畜及び家きんに給与される配合飼料	2
		乾牧草等	3
		〔略〕	〔略〕
ひ素		家畜及び家きんに給与される配合飼料、乾牧草等（稲わらを除く。）	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
かび毒	アフラトキシンB ₁	反すう動物（ほ乳期のものを除く。牛、めん羊及び山羊にあっては、搾乳の用に供するものを除く。）、豚（ほ乳期のものを除く。）、鶏（幼すう及びブロイラー前期のものを除く。）及びうずらに給与される配合飼料及びとうもろこし	〔略〕
		反すう動物（ほ乳期のものに限る。）、豚（ほ乳期のものに限る。）及び鶏（幼すう及びブロイラー前期のものに限る。）に給与される配合飼料	〔略〕
ゼアラレノン		家畜及び家きんに給与される飼料（配合飼料を除く。）	1

		〔新設〕	〔新設〕
		〔略〕	〔略〕
鉛		配合飼料、乾牧草等	3
		〔新設〕	〔新設〕
		〔略〕	〔略〕
ひ素		配合飼料、乾牧草等（稲わらを除く。）	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く。）、豚用（ほ乳期子豚用を除く。）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く。）及びうずら用）及びとうもろこし	〔略〕
		配合飼料（ほ乳期子牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用及びブロイラー前期用）	〔略〕
ゼアラレノン		家畜に給与される飼料	1

		<u>家畜及び家きんに給与される配合飼料</u>	0.5
デオキシニバレノール		<u>反すう動物（ほ乳期のものを除く。）に給与される飼料（配合飼料を除く。）</u>	4
		<u>反すう動物（ほ乳期のものを除く。）に給与される配合飼料</u>	3
		<u>家畜（反すう動物（ほ乳期のものを除く。）を除く。）及び家きんに給与される飼料</u>	[略]
	<u>フモニシン（B₁+B₂+B₃）</u>	<u>家畜及び家きんに給与される配合飼料</u>	4
その他	<u>メラミン及びシアヌル酸（イソシアヌル酸）</u>	[略]	[略]

注1～5 [略]

6 基準の対象となる飼料が給与される家畜は、牛、豚、めん羊、山羊及び鹿を指す。

7 基準の対象となる飼料が給与される家きんは、鶏及びうずらを指す。

8 基準の対象となる飼料が給与される反すう動物は、牛、めん羊、山羊及び鹿を指す。

9 基準の対象となる飼料が給与される家畜及び家きんの生育期は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のウの注1に定める生育期に準ずるものとする。

			[新設]	[新設]
デオキシニバレノール			生後3か月以上の牛に給与される飼料	4
			[新設]	[新設]
			<u>家畜等（生後3か月以上の牛を除く。）に給与される飼料</u>	[略]
			[新設]	[新設]
その他	メラミン	[略]	[略]	[略]

注1～5 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]